

福島市保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 33 号

福島市保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

福島市保健所長に対する事務委任に関する規則（平成30年規則第28号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第14条第14項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認に係る軽微な変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(9)～(53) (略)</p> <p>8～32 (略)</p> | <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第14条第16項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認に係る軽微な変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(9)～(53) (略)</p> <p>8～32 (略)</p> |

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。